



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・選挙人名簿登録基準日等
- ・ポスターの掲示開始期日
- ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数

所管課（室）名

選挙管理委員会書記室

〃

〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第27号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。

令和6年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- (1) 基準日 令和6年10月14日
(但し、年齢要件は10月27日)
- (2) 登録日 令和6年10月14日

長崎県選挙管理委員会告示第28号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。

令和6年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

掲示開始日 令和6年10月15日

長崎県選挙管理委員会告示第29号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数を、次のとおり定めた。

令和6年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回 数	
	届出候補者数が1人 又は2人のとき	届出候補者数が3人のとき
株式会社テレビ長崎	1	1
株式会社長崎国際テレビ	1	1

2 ラジオ放送

一 般 放 送 事 業 者 名	回 数	
	届出候補者数が1人 又は2人のとき	届出候補者数が3人のとき
長 崎 放 送 株 式 会 社		1

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺イックブリント
田宏弥